

小平市立小平第五小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階について徹底し、解決に向けて取り組むために、「小平第五小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

各段階の対応については、以下の4項目について常に念頭に置き、対応していくこととする。

なお、この「いじめ防止基本方針」については、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じて見直しを図るものとする。

（1）教員の指導力の向上と組織的対応

＝ 学校一丸となって取り組む＝

いじめ問題に適切に対応できるようにするために、個々の教員の鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個人による対応と学校全体による組織的な対応を行う。

（2）子どもからの声を確実に受け止め、子どもを守り通す

＝ 被害の子どもを守る＝

被害の子どもからの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害の子どもを組織的に守り通す取組を徹底して行う。

（3）いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり

＝ 周囲の子どもに働きかける＝

いじめを知った子どもが、勇気をもって教員等に伝えられるよう、不安に思わず声に出せるよう守り通すこと、また、周囲の子どもからの発信を促すために、子どもの主体的な取組を支援する。

（4）保護者・地域・関係機関との連携

＝ 社会総がかりで取り組む＝

いじめが複雑化、多様化する中、迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携する。

2 校内組織

(1) 小平五小いじめ対策委員会の設置

いじめの確実な発見と早期対応を目的に「小平五小いじめ対策委員会」を設置する。校長、副校長、主幹教諭、保健主任、学年主任、専科主任、養護教諭で組織する。ただし、関係する学級担任、教職員は随時参加する。委員会は月に1度、また、必要に応じて適宜開催することとする。

(2) 小平五小学校サポートチームの活用

複雑化・多様化するいじめ問題に適切に対応するために、また、市教育委員会や関係機関との連携・協力を推進するために、小平五小いじめ対策委員会を支援する組織として「小平五小サポートチーム」を活用する。学校経営協議会委員、子ども家庭支援センター職員、児童相談所職員、SSW、民生・主任児童委員、スクールサポーター（小平警察署）で構成する。

3 未然防止 =いじめを生まない、許さない学校づくり=

(1) 組織的対応の充実（意義と構成員等は前記）

- ① 「小平五小いじめ対策委員会」による組織的対応
- ② 「小平五小サポートチーム」による「小平五小いじめ対策委員会」への支援

(2) 教員の指導力の向上

① 学級担任による問題を抱えた子どもへの積極的な働きかけ

学級担任は、いち早く学級内の子どもの変化に気付く立場にあることを自覚し、授業中はもちろん、休み時間や清掃の時間なども、子どもの日々の言動を注意深く見守り、必要に応じて、適切な指導・支援を行う。また、問題を抱えていると疑われる子どもがいる場合は、積極的にコミュニケーションをとり、子どもから信頼され、相談しやすい学級担任として、子どもとの人間関係を構築する。

② いじめに関する研修の実施

教職員に対する校内研修を年3回（学期に1回）実施する。

(3) 道徳教育等の充実

- ① 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、他者との関わりの中で、望ましい人間関係を築く力を育む。また、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ② 特別活動、体験活動、読書活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、子どもが他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③ 家庭・地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、子どもの豊かな心を育み、自己肯定感や自己有用感を高める取組を推進する。

(4) いじめに関する授業」の実施

- ① 「いじめ防止教育プログラム」などを効果的に活用し、いじめに関する授業を年3回以上実施することにより、全ての子どもが、いじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことの自覚を高められるようにする。また、SOSの出し方の授業も行う。
- ② 法的観点から実社会との関係について子どもに学ばせるため、社会科の授業などで、いじめと関連した法教育を実施する。その際、可能な限り、弁護士等を活用するなど専門家との連携も図る。

(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- ① 子どもへの情報モラルの指導を徹底するために、各学年に応じた指導を計画的に行う。特に高学年の子どもには、年1回、外部講師を招き、セーフティ教室等で指導する。また、家庭と連携したルール作り等、保護者の協力を依頼する。
- ② 五小SNSルールの指導を全学級で行い、学期に一度の生活点検表で振り返る。

4 早期発見 =いじめを直ちに発見できる学校づくり=

(1) 確実な発見と情報の共有

- ① 「五小いじめ対策委員会」は、日常的、定期的に子どもの情報を共有し、組織的に対応できるようにする。転出入や進級・進学にあたっては、確実な引き継ぎや情報提供を行う。
- ② 「ふれあい月間」を通じて、子どものいじめに関するアンケートを年3回以上実施する。
- ③ 「いじめ発見チェックシート」をふれあい月間で活用し、いじめの確実な発見に努める。
- ④ スクールカウンセラーによる5年生の子ども全員との面談を実施する。
- ⑤ 週1回の生活指導夕会を活用し、教職員の情報共有の場とする。
- ⑥ 休み時間には、週番の教員が分担して校舎内や校庭等を巡回し、複層的な視点から子どもたちの変化を、いち早く把握し、いじめの未然防止や早期発見につなげるとともに、学校の教職員全体で子どもたちを見守っているということが子どもたちにも分かるようにする。

(2) 保護者・地域との連携

- ① 学校便りや保護者会の積極的な活用
いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらい、いじめに関する情報を早期に提供してもらえらるようしていく。
- ② 全保護者へのスクールカウンセラーの紹介
年度初めの保護者会で、スクールカウンセラーを紹介し、保護者が相談しやすい環境をつくる。

③ 学童クラブや児童館との連携

放課後における子どもの様子について把握するため、学童クラブと日頃から連携し、いじめの兆候等が見られた場合、すぐに情報提供してもらえようとする。

④ P T A による児童の見守り

P T A 地区委員による登下校の見守りで、いじめの兆候等が見られた場合、すぐに情報提供をしてもらおうよう、日頃から連携を密にするとともに、「小平五小いじめ対策委員会」について広く周知し提供しやすい環境をつくる。

5 発生時の対応 =早期にいじめを解決し、繰り返さない学校づくり=

(1) 「小平五小いじめ対策委員会」を核とした対応

- ① 発見・通報を基に、いじめ対策委員会で情報の共有をし、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。校長は、確認の結果を小平市教育委員会に報告する。担任は、被害・加害児童の保護者に連絡をする。
- ② 事実確認を基に、小平五小いじめ対策委員会で対応の方針を決め、学校全体で対応方針を共有する。また、被害の子どもへの支援、加害の子どもへの指導、周囲の子どもへの対応など教職員の役割分担を明確にして取り組む。

(2) 被害の子ども、加害の子ども、周囲の子どもへの対応

- ① いじめを受けた被害の子どもの安全を確保し、状況を細かく把握する。複数の教員による校内での見守りや声かけを行うとともに、登下校の付き添いなどを行う。また、心理的なストレスを軽減するために、スクールカウンセラーを活用し、被害の子どもや保護者の心のケアを行う。
- ② 加害の子どもを特定した上で、直ちにいじめをやめさせ、再発を防止するため、組織的・継続的に子どもの観察をし、指導を徹底するとともに、加害の子どもの保護者へ指導・助言も行う。さらに、状況に応じてスクールカウンセラーを活用し、指導の充実を図る。
- ③ いじめを知らせた子どもについて、勇気をもって知らせた子どもを学校は守り通すことを宣言し、教員同士の情報の共有や声かけ、見守りなども行い、いじめを知らせた子どもの安全を確保する取組を徹底して行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。

(3) 小平市教育委員会・関係機関・幼稚園・保育園・中学校との連携

- ① 小平市教育委員会には、いじめ発覚時に第一報を行い、その後も経過報告を随時行い情報の共有をする。必要に応じて、支援・助言をしてもらう。
- ② 状況によって（犯罪行為として取り扱われるべきと判断した場合等）は、小平五小サポートチームを通じて警察や児童相談所等と連携・協力し、情報の共有と対応策の協議をする。
- ③ 早期にいじめを発見し、繰り返さない学校にするために、幼稚園や保育園と連

携し、入学前の子どもの情報を把握する。また、被害の子ども、加害の子どもについて進学先である中学校に情報を提供することで、いじめが繰り返されることのないようにする。さらに中学校での状況や様子等を把握するなど、進学先との連携も適宜行っていく。

6 重大事態への対処 =学校、保護者、地域が一丸となって子どもを守り通す=

- (1) 被害の子どもに対する複数教員によるマンツーマンでの保護を行い、自殺などの最悪のケースを回避するよう努める。また、被害の子どもが帰宅した後も、保護者と連絡を取り合い、様子を確認するなど積極的に状況の把握をする。
- (2) スクールカウンセラーと教員の情報共有を徹底すること、また、スクールカウンセラーによる授業観察などを実施し、被害の子ども様子を複数の教職員で見守るようにする。
- (3) スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を実施し、家庭状況を把握するとともに、保護者と緊密に連携して、被害の子どもとその家庭を支援する。
- (4) いじめが原因で不登校になっている被害の子どもについては、にこにこ教室登校やあゆみ教室への通級などをすすめ、緊急避難措置を実施する。